

第 1 号

5月19日 (木)

令和4年第2回宇城市議会臨時会（第1号）

令和4年5月19日（木）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 選挙第1号 議長の選挙
追加議事日程（第1号の追加1）
- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 選挙第2号 副議長の選挙
- 日程第5 常任委員の選任
- 日程第6 議会運営委員の選任
- 日程第7 選挙第3号 宇城広域連合議会議員の選挙
- 日程第8 選挙第4号 上天草・宇城水道企業団議会議員の選挙
- 日程第9 選挙第5号 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第10 行政報告
- 日程第11 報告第3号 専決処分の報告について
- 日程第12 承認第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第1号）（宇城市税条例等の一部を改正する条例の制定）
- 日程第13 承認第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第2号）（宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）
- 日程第14 各委員会の閉会中の継続調査の申出について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（21人）

- | | |
|-----------|----------|
| 1番 坂元大介君 | 2番 四海公貴君 |
| 3番 村上真由子君 | 4番 河野真理君 |
| 5番 吉良邦夫君 | 6番 田中美君君 |
| 7番 嘉古田茂己君 | 8番 原田祐作君 |

9番 永 木 誠 君
11番 三 角 隆 史 君
13番 高 橋 佳 大 君
15番 溝 見 友 一 君
17番 福 田 良 二 君
19番 入 江 学 君
22番 石 川 洋 一 君

10番 山 森 悦 嗣 君
12番 坂 下 勲 君
14番 高 本 敬 義 君
16番 園 田 幸 雄 君
18番 河 野 正 明 君
20番 豊 田 紀代美 君

4 欠席議員（1人）

21番 中 山 弘 幸 君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小 川 康 明 君 書 記 窪 田 潤 子 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	浅 井 正 文 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	天 川 竜 治 君
市長政策部長	元 田 智 士 君	市 民 部 長	黒 崎 達 也 君
福 祉 部 長	岩 井 智 君	保 健 衛 生 部 長	杉 浦 正 秀 君
経 済 部 長	浦 田 敬 介 君	土 木 部 長	梅 本 正 直 君
教 育 部 長	豊 住 章 君	総 務 部 次 長	榊 井 貴 男 君
市長政策部次長	福 田 真 治 君	市 民 部 次 長	星 津 章 博 君
福 祉 部 次 長	平 松 洋 介 君	保 健 衛 生 部 次 長	井 住 寿 宏 君
経 済 部 次 長	中 川 裕 二 君	土 木 部 次 長	平 木 恵 一 君
教 育 部 次 長	植 野 修 君	三 角 支 所 長	佐 藤 幹 雄 君
小 川 支 所 長	竹 口 則 和 君	豊 野 支 所 長	赤 星 徹 君
市民病院事務長	坂 本 優 子 君	上 下 水 道 局 長	木 見 田 洋 一 君
会 計 管 理 者	西 村 光 代 君	監 査 委 員 事 務 局 長	坂 井 孝 治 君
農業委員会事務局長	岩 竹 泰 治 君		

開会 午前10時00分

-----○-----

○**議会事務局長（小川康明君）** 本臨時会は、一般選挙後の初めての議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の豊田紀代美議員を御紹介申し上げます。

豊田議員、議長席にお着き願います。

（豊田紀代美臨時議長 着席）

○**臨時議長（豊田紀代美君）** ただいま紹介されました豊田紀代美でございます。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

ただいまから、令和4年第2回宇城市議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 仮議席の指定

○**臨時議長（豊田紀代美君）** 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

-----○-----

日程第2 選挙第1号 議長の選挙

○**臨時議長（豊田紀代美君）** 日程第2、選挙第1号議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議あり、投票でお願いします」と呼ぶ者あり〕

○**臨時議長（豊田紀代美君）** 異議がありますので、選挙は投票で行います。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時02分

再開 午前10時03分

-----○-----

○**臨時議長（豊田紀代美君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○**臨時議長（豊田紀代美君）** ただいまの出席議員は、21人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に1

番、坂元大介君、2番、四海公貴君、3番、村上真由子さんの3人を指名します。
投票用紙を配ります。念のために申し上げます。投票は単記無記名で、必ず名前まで記入をお願いします。

(投票用紙配布)

○臨時議長(豊田紀代美君) 投票用紙の配布漏れはありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長(豊田紀代美君) ないようですので、配布漏れなしと認めます。
投票箱の点検を行います。

(投票箱点検)

○臨時議長(豊田紀代美君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議会事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

○議会事務局長(小川康明君) まず1番、坂元議員投票願います。

2番、四海議員。3番、村上議員。

4番、河野真理議員。5番、吉良議員。

6番、田中議員。7番、嘉古田議員。

8番、原田議員。9番、永木議員。

10番、山森議員。11番、三角議員。

12番、坂下議員。13番、高橋議員。

14番、高本議員。15番、溝見議員。

16番、園田議員。17番、福田議員。

18番、河野正明議員。19番、入江議員。

22番、石川議員。

最後に、豊田臨時議長お願いします。

○臨時議長(豊田紀代美君) 投票漏れはありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長(豊田紀代美君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。坂元大介君、四海公貴君、村上真由子さん、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○臨時議長(豊田紀代美君) 開票の結果を報告いたします。

投票総数 21票

有効投票 19票

無効投票 2票

有効投票のうち、溝見友一君 16票
豊田紀代美君 3票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は6票です。したがって、溝見友一君が議長に当選しました。

議場の出入口を開きます。

(議場開放)

○臨時議長(豊田紀代美君) ただいま議長に当選しました溝見友一君に、会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

就任の御挨拶をお願いいたします。

○議長(溝見友一君) おはようございます。ただいま選挙で議長ということで指名され、責任を重々感じているところです。この場に立たせていただいた皆様の動きに本当に感謝します。そして、今まで生まれて出会った全ての人たちにも本当に感謝をしています。

私が12年前こちらに座らせていただいたときに、永木誠議員のお父さんが議長をされていました。その後西村議長、そして岡本議長、河野一郎議長、そして入江議長、長谷議長、石川議長そして園田議長、すばらしい議長の姿を見させていただいています。その席に立つのはすごく重圧だと感じています。しかし、精一杯努力をさせていただきます。私はまだまだ若輩者で、足りないところはたくさんあるかと思えます。22人の皆様と一緒に、輝かしい宇城市の未来のために皆さんと協力しながら議会を進めてまいりたいと思えますので、何分よろしく願いしまして、簡単粗辞ではございますが挨拶の言葉と代えさせていただきます。これからもどうかよろしく願いします。

○臨時議長(豊田紀代美君) 議長の選挙が終わり、私の臨時議長としての職務は終了いたしました。皆さんの御協力に対し、心から感謝を申し上げます。

溝見友一議長、議長席にお着きください。

(新議長 着席)

○議長(溝見友一君) ここで、しばらく休憩します。自席にて待機をお願いします。

-----○-----

休憩 午前10時18分

再開 午前10時20分

-----○-----

○議長(溝見友一君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これからの議事日程は、ただいま配布しました追加議事日程によって行います。

(追加議事日程配布)

-----○-----

日程第1 議席の指定

○議長（溝見友一君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定によって、ただいま着席のとおりと指定します。

ただいま議席が決定しましたので、議員の皆様は、それぞれ議席氏名標の紙を外してください。

-----○-----

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（溝見友一君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定によって、1番、坂元大介君及び2番、四海公貴君の2人を指名します。

-----○-----

日程第3 会期の決定

○議長（溝見友一君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日19日の1日間といたします。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

-----○-----

日程第4 選挙第2号 副議長の選挙

○議長（溝見友一君） 日程第4、選挙第2号副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議あり、投票でお願いします」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 異議がありますので、選挙は投票で行います。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時22分

再開 午前10時23分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(溝見友一君) ただいまの出席議員は、21人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に、4番、河野真理さん、5番、吉良邦夫君、6番、田中美君さんの3人を指名します。投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名で、必ず名前まで記入をお願いいたします。

(投票用紙配布)

○議長(溝見友一君) 投票用紙の配布漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(溝見友一君) 配布漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

(投票箱点検)

○議長(溝見友一君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議会事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

○議会事務局長(小川康明君) まず1番、坂元議員。

2番、四海議員。3番、村上議員。

4番、河野真理議員。5番、吉良議員。

6番、田中議員。7番、嘉古田議員。

8番、原田議員。9番、永木議員。

10番、山森議員。11番、三角議員。

12番、坂下議員。13番、高橋議員。

14番、高本議員。16番、園田議員。

17番、福田議員。18番、河野正明議員。

19番、入江議員。20番、豊田議員。

22番、石川議員。

最後に、議長をお願いします。

○議長(溝見友一君) 投票漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(溝見友一君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。河野真理さん、吉良邦夫君、田中美君さん、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長（溝見友一君） 開票の結果を報告します。

投票総数 21票

有効投票 18票

無効投票 3票

有効投票のうち、永木誠君 16票

高本敬義君 1票

豊田紀代美君 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は6票です。したがって、永木誠君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開放)

○議長（溝見友一君） ただいま副議長に当選されました永木誠君に、会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

永木誠君、副議長の当選承諾及び挨拶を求めます。

○副議長（永木 誠君） おはようございます。ただいま皆様の御推挙により、副議長という重責を担うことになりました。まだまだ力不足ではございますが、議長のサポート役として誠心誠意、緊張感をもって、これからの議会運営に関わっていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（溝見友一君） ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時37分

再開 午前10時50分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第5 常任委員の選任

○議長（溝見友一君） 日程第5、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名します。

総務文教常任委員会委員に、坂元大介君、吉良邦夫君、田中美君さん、三角隆史君、高橋佳大君、入江学君、中山弘幸君、石川洋一君。

建設経済常任委員会委員に、河野真理さん、嘉古田茂己君、原田祐作君、坂下勲君、福田良二君、河野正明君、溝見友一。

民生常任委員会委員に、四海公貴君、村上真由子さん、永木誠君、山森悦嗣君、高本敬義君、園田幸雄君、豊田紀代美さんを指名します。

ただいま常任委員会の構成ができましたので、委員会室におきまして、それぞれ委員会を開いていただき、委員長、副委員長の互選を行っていただきたいと思います。委員長、副委員長が決まりましたら、各委員長は選挙の結果を議長まで御報告をお願いします。

事務局から部屋割りを申し上げます。

○**議会事務局長（小川康明君）** 各委員会の選挙の部屋割りを申し上げます。

まず、総務文教常任委員会は全員協議会室、建設経済常任委員会は第2委員会室、民生常任委員会は第3委員会室でお願いいたします。

○**議長（溝見友一君）** ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

-----○-----

○**議長（溝見友一君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、常任委員会委員長及び副委員長の選挙結果を申し上げます。

総務文教常任委員長に、三角隆史君、副委員長に、坂元大介君。

建設経済常任委員長に、坂下勲君、副委員長に、河野真理さん。

民生常任委員長に、豊田紀代美さん、副委員長に、四海公貴君。

以上のとおり互選されました。

-----○-----

日程第6 議会運営委員の選任

○**議長（溝見友一君）** 日程第6、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、議長において次の7人を指名します。

議会運営委員会委員に、四海公貴君、村上真由子さん、高橋佳大君、園田幸雄君、中山弘幸君、入江学君、石川洋一君を指名します。

ただいま議会運営委員会の構成ができましたので、大委員会室において委員会を開いていただき、委員長、副委員長の互選を行っていただきたいと思います。委員長、副委員長が決まりましたら、委員長は選挙の結果を議長まで御報告をお願いします。

ここで、しばらく休憩します

-----○-----

休憩 午前 11 時 15 分

再開 午前 11 時 30 分

-----○-----

○議長（溝見友一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会委員長及び副委員長の選挙結果を申し上げます。

議会運営委員会委員長に、石川洋一君、副委員長に、高橋佳大君。

以上、お二人が議会運営委員会委員長及び副委員長に互選されました。

-----○-----

日程第 7 選挙第 3 号 宇城広域連合議会議員の選挙

○議長（溝見友一君） 日程第 7、選挙第 3 号宇城広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにいたします。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

宇城広域連合議会議員に、吉良邦夫君、坂下勲君、福田良二君、永木誠君及び私、溝見友一の 5 人を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました 5 人を宇城広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました 5 人が宇城広域連合議会議員に当選されました。

当選されました 5 人に、会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

代表して福田良二君、宇城広域連合議会議員の当選承諾及び挨拶を求めます。

○17番（福田良二君） おはようございます。ただいま宇城広域連合議会議員に御指名をいただきました新志会、福田良二でございます。よろしく願い申し上げます。また、今後とも新たに選出された議会議員の皆様方には、御指導も併せてお願いするところでございます。

ただいま御紹介されました宇城広域連合議会では、今後とも今まで同様、活発な議論が地域振興に資するようにしっかり宇城市議会代表として努めてまいりたいと思っております。今後とも皆様方の御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。御挨拶に代えさせていただきます。お世話になります。

-----○-----

日程第8 選挙第4号 上天草・宇城水道企業団議会議員の選挙

○議長（溝見友一君） 日程第8、選挙第4号上天草・宇城水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

上天草・宇城水道企業団議会議員は、永木誠君及び私、溝見友一の2人を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました2人を上天草・宇城水道企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました2人が上天草・宇城水道企業団議会議員に当選されました。

当選されました2人に、会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知を行います。

永木誠君、上天草・宇城水道企業団議会議員の当選承諾及び挨拶を求めます。

○9番（永木 誠君） ただいま上天草・宇城水道企業団議会議員の御推挙を賜りました。これからの水道行政は、料金改定あるいは配管の布設替えなど課題が山積しております。市民の大切な生活に欠かせない課題でございますので、今後議員として、市民の意見を集約しなければならないと考えております。今後とも、皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

-----○-----

日程第9 選挙第5号 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（溝見友一君） 日程第9、選挙第5号熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に、私、溝見友一を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました溝見友一を熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました溝見友一が熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

ただいま熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しましたので、会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

ただいま熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に指名しました溝見です。今からの後期高齢者医療に対しては、いろんな議論を進めていかなければならないことが山積していると私も理解しているところです。そのためにも皆さんとしっかりと議論しながら、前に進めてまいりたいと思えますので、今後とも御協力のほどよろしくお願ひします。

議会の構成が終わりましたので、ここで執行部の入場を求めます。このまま自席でお待ち願ひします。

（執行部 入場）

-----○-----

日程第10 行政報告

○議長（溝見友一君） 日程第10、行政報告を議題とします。

市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

○市長（守田憲史君） こんにちは。市議会議員の皆様におかれましては、御当選誠に

おめでとうございます。4年間どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、発言のお許しをいただきましたので、行政報告をいたします。

はじめに、職員の懲戒処分について報告します。

5月13日付けで上下水道局の男性参事を戒告処分としました。これは、運転免許の更新期限が本年1月までだったにもかかわらず、更新手続を失念しており、4月までの約3か月間無免許状態で自動車を運転していたこととなります。公務員として高い倫理観と厳正な服務規律に基づき行動すべきところに、市民の信頼を失うことになり、公務の信用を著しく失墜させることになりましたことをおわび申し上げます。

今回の事案は、毎年4月に職員の運転免許等の状況確認を実施する中で発覚したものでありますので、より確認体制を充実させ、再発防止を徹底してまいります。

次に、市内における新型コロナウイルス感染症の動向について報告します。

市内においては、毎週当たり50人から100人前後の新規感染者が確認され続けている状況です。引き続き、国県と連携した対策を継続するとともに、感染拡大防止への取組の実践を呼び掛けてまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種の状況を報告します。

5月18日現在、3回目の接種率は67.1%です。今後4回目の接種も予定しておりますので、広報紙やホームページ等でワクチン接種に関する最新の情報を発信してまいります。

次に、復興会館について報告します。

3月30日、5館目となる三角復興会館が落成式を迎えました。本施設は老朽化した三角交番の移転先としての機能を有しており、宇城警察署三角交番、三角町地域婦人会が管理する三角みんなの館、三角老人クラブが管理するパワフルみすみからなる複合公共施設として供用を開始しています。

次に、小川駅西口及び小川駅西線について報告します。

4月2日、JR小川駅の西側に新たな改札口と乗降用のロータリー、そしてアクセス道路が供用を開始しました。今回の供用開始により小川駅の利便性が今まで以上に向上するとともに、小川駅西を県央の新しい定住拠点とするための交通インフラ整備が一步前進しました。今後は自転車駐輪場の整備など、今までの懸案を解消すると同時に、更なる利便性向上への取組を積極的に推進してまいります。

次に、美術館・中央図書館について報告します。

4月3日、愛称を「不知火美術館・図書館」とした市立美術館並びに中央図書館がリニューアルオープンしました。図書館は市民がくつろげる居心地のよい空間として、コーヒーを片手に本を選んだり、読書したりと、本との時間を楽しむことが

できます。一方で、美術館は鑑賞だけでなく体験もできる参加型の企画を行っております。また、熊本地震の際の応急仮設住宅を利活用し、新しく「こども絵本のいえ」を増設しました。オープンから先週日曜日までの間、延べ79,862人が来館されており、連日多くの方々にぎわっています。市内外からの多くの来館者が訪れることで、交流人口を拡大させ、宇城市に集う、暮らす、活躍する関係人口の創出につなげてまいります。

以上、行政報告といたします。

○議長（溝見友一君） 市長の行政報告が終わりました。

-----○-----

日程第11 報告第3号 専決処分の報告について

日程第12 承認第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第1号）（宇城市税条例等の一部を改正する条例の制定）

日程第13 承認第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第2号）（宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）

○議長（溝見友一君） 日程第11、報告第3号専決処分の報告についてから、日程第13、承認第2号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第2号）までを一括議題とします。

市長から一括して提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 本日の臨時会の開催、大変お世話になります。

今回提出しますのは、専決処分の報告が1件、専決処分の報告及び承認が2件で、合計3件になります。内容は、市営住宅の家賃支払いに係る訴えの提起、宇城市税条例の改正及び宇城市国民健康保険税条例の改正です。

詳細につきましては、関係部長が説明いたします。これらの案件につきましてよろしく御審議いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 報告第3号から承認第2号までの提案理由の説明が終わりました。

これから、報告第3号専決処分の報告についての報告を求めます。

○土木部長（梅本正直君） それでは、報告第3号専決処分の報告についての詳細説明を行います。議案集は2ページから4ページをお願いします。

本件は、市営住宅の家賃等を滞納しており、市からの再三の納付指導を行ったにもかかわらず、滞納が解消せず、納入相談にも応じない者に対し訴えの提起を行い、家賃等の支払い及び住宅明渡しを求めるものです。

このことについて、令和4年5月6日付けで専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものです。

以上で、報告第3号専決処分の報告についての詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 土木部長の報告が終わりました。これで、報告第3号を終わります。

次に、承認第1号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第1号）（宇城市税条例等の一部を改正する条例の制定）の詳細説明を求めます。

○市民部長（黒崎達也君） 承認第1号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第1号）宇城市税条例等の一部を改正について詳細を説明します。

議案集は5ページから11ページ、説明資料は2ページから19ページまでとなっています。なお、本日は議長のお許しをいただき、お手元に配布しております宇城市税条例等の一部改正のポイントを御参照いただきながら説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部改正する法律等が3月31日に公布され、4月1日に施行されたことにより、宇城市税条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により、議会において議決すべき事件ですが、急を要したことから、3月31日付けで市長により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告及び承認を求めるものです。

それでは、改正内容について改正のポイントと説明資料に沿って説明します。改正ポイントは、本則、附則の改正条例番号の若い番号から順に記載しております。関連する改正はまとめて説明いたします。

まず、改正ポイントの1ページ、1番の賦課徴収、説明資料の2ページ、納税証明書の交付手数料について、第18条の4は、地方税法第382条の4の規定により、証明書に住所が変わるものとして、施行規則で定める事項を記載したものを交付しなければならないこととする法律改正に伴う改正です。

続いてポイント2番の市民税、説明資料の2ページから3ページ、所得割の課税標準について、第33条第4項、第6項。同じくポイント3番の市民税、説明資料の3ページから4ページ、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除について、第34条の9第1項、第2項は、総合課税又は分離課税がある場合、特別徴収税額の税額控除等を確定申告の記載によってのみ適用とする改正です。

ポイント4番の市民税、説明資料の4ページから5ページ、市民税の申告について、第36条の2第1項は、公的年金等受給者の住民税申告義務についての規定を整備するものです。

ポイント6番、ポイント7番の市民税、説明資料の5ページから7ページ、個人の住民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書及び個人の市民税に係る公的年金等

受給者の扶養親族等申告書について、第36条の3の2第1項、第36条の3の3第1項は、給与所得者又は公的年金等受給者が退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者等を有する場合には、給与所得者又は公的年金等受給者の扶養親族等申告書に当該配偶者等の氏名を記載する等の所要の措置を追加するものです。

ポイント2ページをお願いします。10番、11番の固定資産税、説明資料の8ページになります。固定資産課税台帳の閲覧の手数料及び固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料について、第73条の2、第73条の3は、固定資産課税台帳の閲覧に供し、又は固定資産課税台帳に記載されている事項についての証明書を交付する場合において、固定資産課税台帳に記載されている住所が明らかにされることにより、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合、その他固定資産課税台帳の閲覧に供し、又は当該証明書を交付することが適当でないと認められる場合には、住所の削除など必要な措置を講ずることができることとする法律改正に伴う改正となります。

次に、附則について説明します。

ポイント12番の市民税、説明資料の8ページから9ページ、住宅借入金等特別税額控除について、附則第7条の3の2第1項は、住宅ローン控除のうち所得税から控除しきれなかった額を控除限度額の範囲内で市民税から控除する制度において、適用期限を令和20年度分の個人市民税及び居住年が令和7年であるものまで延長すると所要の措置を講ずるものです。この措置の減収額については、全額国費であります地方交付税によりまして補填されます。

続いて、ポイント3ページをお願いします。14番の固定資産税、説明資料の11ページから12ページ、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、附則第10条の3は、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴う改正です。

ポイント15番の固定資産税、説明資料の12ページから13ページ、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例について、附則第12条は、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から令和4年度に限り商業地等に係る課税標準の上昇幅を現行の5%から評価額の2.5%とするものです。

ポイント16番の市民税、説明資料の13ページ、上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例について、附則第16条の3第2項は、上場株式等に係る配当所得等について、課税方式を所得税と一致させる等所要の措置を講ずるものです。

ポイント20番の市民税、説明資料の16ページ、新型コロナウイルス感染症等

に係る住宅借入金等特別税額控除の特例について、附則第26条第1項及び第2項は、住宅借入金等特別税額控除の延長見直しに伴う改正により、規定を削除するものです。

最後に、ポイント4ページをお願いします。21番、22番の市民税、説明資料の17ページ、第2条関係による改正は、令和3年改正条例第1条、附則第2条は、市民税に関する経過措置で、扶養親族申告書の改正等に伴い条文整理をするものです。

その他、上位法令の改正に伴う各条項のずれの整理を行っております。

以上で、承認第1号の詳細説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 承認第1号の説明が終わりました。

これから承認第1号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 質疑なしと認めます。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております承認第1号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第1号に対する討論に入ります。討論のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第1号）（宇城市税条例等の一部を改正する条例の制定）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第1号は、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

次に、承認第2号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第2号）

（宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）の詳細説明を求めます。

○保健衛生部長（杉浦正秀君） 議案集の12ページ、説明資料集の20ページをお願

いたします。承認第2号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第2号）（宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）詳細説明をいたします。

本年3月31日に、地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布され、同年4月1日から施行することとされました。これを受けて、宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付けで市長において専決処分を行いました。

本案は、専決処分を行ったことについて、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものです。

改正の概要は、国民健康保険税の負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図るため、課税限度額を見直すことが主眼となっております。

主な改正内容は、国民健康保険税の基礎賦課額に係る課税限度額を現行63万円を65万円に、後期高齢者支援金等に係る課税限度額を現行19万円を20万円に上げるものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（溝見友一君） 承認第2号の詳細説明が終わりました。

これから承認第2号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております承認第2号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第2号に対する討論に入ります。討論のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 討論なしと認めます。

これから、承認第2号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第2号）（宇城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第2号は、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（溝見友一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

-----○-----

日程第14 各委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（溝見友一君） 日程第14、各委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、所管事務のうち会議規則第110条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査項目について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝見友一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（溝見友一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和4年第2回宇城市議会臨時会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後0時08分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

宇城市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

付 録

令和4年第2回臨時会 議案等賛否表

○:賛成

●:反対

欠:欠席

除:除斥

棄:棄権

件名	議員名																						審議結果	賛成	反対
	1 坂元 大介	2 四海 公貴	3 村上 真由子	4 河野 真理	5 吉良 邦夫	6 田中 美君	7 嘉古田 茂己	8 原田 祐作	9 永木 誠	10 山森 悦嗣	11 三角 隆史	12 坂下 勲	13 高橋 佳大	14 高本 敬義	15 溝見 友一	16 園田 幸雄	17 福田 良二	18 河野 正明	19 入江 学	20 豊田 紀代美	21 中山 弘幸	22 石川 洋一			
承認第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	欠	○	承認	20	0
承認第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	欠	○	承認	20	0

※議長のため表決には加わりません